

01 全体像

基本指針見直しの全体像

2040年にかけて85歳以上人口が増加する一方、支え手となる現役世代は減少。地域ごとに需要変化の差が拡大する中、第10期計画では「2040年度を含む中長期推計」の実施が新たに求められる。

見直しの3つの柱

介護サービス基盤の計画的な整備

1

- 2040年度を見据えた中長期推計
- 地域類型に応じた提供体制構築

地域包括ケアシステムの深化

2

- 身寄りのない高齢者等への支援
- 認知症施策・住まいとの連携

人材確保・生産性向上、経営改善支援

3

- 都道府県主体の協議会設置
- テクノロジー活用・大規模化

02 柱1:サービス基盤の整備

計画策定プロセスの強化と地域類型

計画策定プロセスに新たに位置付けられる事項

2040年度を含む中長期推計

サービス見込量・地域支援事業量ともに2040年度までの推計実施が必須に

都道府県の積極的関与

市町村の現状分析・中長期推計に都道府県が積極的に関与し広域議論

ロジックモデル・PDCAの活用

ロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定を推進

地域類型を踏まえたサービス提供体制の構築

大都市部

高齢者人口が増加し続けサービス需要が急増

一般市等

需要が2040年までに増加から減少へ転じる

中山間・人口減少地域

高齢者人口が減少しサービス需要が縮小

ポイント:地域の類型を踏まえ、都道府県と連携しながら中長期推計を実施することが重要

03 特定地域の指定基準

特定地域(中山間・人口減少地域)の指定基準

以下のいずれかに該当する市町村(または一部エリア)を都道府県が指定

①

特別地域加算等の対象地域

既存の特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域は自動的に含める

②

75歳以上人口密度が5人/km²未満

居宅サービス提供の困難さに着目した基準

③

75歳以上人口1,000人未満 かつ 減少

地域規模・利用者減少による事業所維持の課題に着目

約20.5%

356市町村が基準に該当する見込み
(うち299市町村は既存の特別地域加算対象)

※ 地域類型(大都市部／一般市等／中山間・人口減少地域)の全体像は02ページを参照

碧南市は上記3基準をいずれも満たさないため、「一般市等」に位置付けられるものと考えられる。

04 柱2・柱3:深化と人材・経営支援

地域包括ケアの深化と人材・生産性の向上

地域包括ケアシステムの深化・推進

● 身寄りのない高齢者等への支援

地域ケア会議等で協議し切れ目のない支援体制を構築

● 認知症施策の推進

認知症基本法・認知症施策推進基本計画を踏まえ見直し

● 高齢者向け住まいとの連携

改正住宅セーフティネット法を踏まえ住宅・福祉が連携

● 家族介護者への支援充実

ヤングケアラーを含む家族介護者の実態を踏まえた支援

人材確保・生産性向上、経営改善支援

都道府県の役割:生産性向上・経営改善支援



プラットフォーム・協議会の構築

都道府県が設置主体となり、人材確保プラットフォーム・生産性向上協議会を構築



テクノロジー・経営基盤の強化

ICT・介護ロボット活用、協働化・大規模化、財務状況の見える化を推進

市町村の役割:人材の確保・育成



市町村における人材確保の取組

市町村においても、必要となる介護人材の確保等に向け、国や県と連携し、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上・経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備などを総合的に実施することに加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要

ポイント:生産性向上・経営改善支援は都道府県が主体、人材の確保・育成は市町村が中心となり、両者が連携しながら一体的に取り組を進めることが重要とされた

05 スケジュールとまとめ

策定スケジュールと留意点

第10期計画策定に向けた国想定スケジュール

- 令和8年6月 課長会議で基本指針案を提示
- 令和8年夏～秋 推計ツール確定版の提供、サービス見込量の設定作業
- 令和8年内 基本指針の告示
- 令和8年度内 見える化システムでの報告、議会報告、条例改正
- 令和9年4月 第10期介護保険事業計画スタート

本市計画策定にあたっての留意点

- 1 2040年度を含む中長期推計を必須実施し、都道府県と課題認識を共有する
- 2 自地域の類型を確認し、対応方針を検討する
- 3 地域包括ケアの深化事項(身寄りなし高齢者、認知症施策等)を計画に反映する
- 4 人材確保・生産性向上について都道府県のプラットフォーム等と連携する